

.証券持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

1 .リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、証券持株会社に対する検査に際し、証券持株会社グループにおいて構築されているリスク管理態勢が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、証券持株会社グループのリスク管理を実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が証券持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いてリスク管理態勢の確認検査を行うものとする。

証券持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、証券持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「証券検査マニュアル」の各チェック項目につき、「証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

証券持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及形態も異なる。また、現実中存在する証券持株会社グループの形態は、グループによって区々であり、その結果、グループにおける管理態勢や証券持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした証券持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容を、全ての証券持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に則した対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、証券持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、証券持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要がある。立入検査に際しては、証券持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【証券持株会社に対する検査を実施する際の手順】

証券持株会社に対する検査に際し、リスク管理態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

証券持株会社グループの実態を把握し、証券持株会社やグループ内会社が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの取引の公正及び業務の健全性の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記の影響が生じる原因を、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、証券持株会社の子会社である証券会社が証券持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「証券持株会社グループ」又は「グループ」とは、証券持株会社、その子会社である証券会社及び当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいうの「当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、証券持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

2. 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、証券持株会社グループを構成する会社のうち、証券持株会社を除く会社をいう。

3. 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 証券持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保のみならず、投資者の保護を常に意識し、経営を行っているか。 (2) 代表取締役は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に影響を及ぼし得る各種リスクの特性を理解し、グループとして適切な資本の維持を図りつつ、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。 また、資源配分を行うに際しては、グループ内会社の業務内容、財務内容及び抱えるリスクの特性などについて、十分に検討しているか。 (3) 代表取締役は、子会社である証券会社の自己資本規制比率の状況を的確に把握し、当該証券会社の財務の健全性が確保されるよう、適切な方策を講じているか。 (4) 代表取締役は、子会社である証券会社における純財産額の総額及びその水準を的確に把握し、当該証券会社の財務の健全性が確保されるよう、適切な方策を講じているか。 (5) 代表取締役は、子会社である証券会社に対するガバナンス機能を強く認識し、証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保、並びに投資者の保護に資するよう努めているか。	(注)自己資本規制比率についての適時・適切かつ正確なディスクロージャーが行われる体制が確保されているかどうかに留意する。	I. リスク管理に対する認識等 1.取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、自社の負っている各種リスクの特性を理解し、自社の経営戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。 (注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅦに掲げる内容に加えて社内内部規定を含むものとする。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(6) 代表取締役は、証券持株会社の株主に対し、グループの経営内容に係る説明責任を十分に果たす義務があることを認識し、経営を行っているか。 (7) 代表取締役は、株主としての利益のみを重視し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保、並びに投資者の保護を軽視した施策を実施していないか。					
	2. 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能(取締役会の実効性の確保)	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めるとともに、証券会社が、社会的責任と公共的使命等があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に持株会社自らの業務運営に係ることのみではなく、グループの業務運営・推進に際し、子会社である証券会社の業務運営に影響を及ぼし得る各種リスクに関する諸問題について、証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から議論しているか。			(2) 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能(取締役会の実効性の確保)	(2)① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、証券会社の信用の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会においては、証券市場の担い手としての重大な社会的責任を柱とした企業倫理の構築を重要な課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみでなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する重要な事項について議論しているか。	
	3. 取締役会議事録等の整備	(1) 取締役会は、 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法律に定められた期間、備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。			(3) 取締役会議事録等の整備〔商法第 260条ノ4〕	(3) 取締役会議事録等の作成及び備置 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		④ 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。 また、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に影響を及ぼし得る、グループ内会社の重大な不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。				④ 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。	
	4. 経営方針の確立	(1) 取締役会は、グループ内会社の業務内容、財務内容及び抱えるリスクの特性などを十分に理解した上で、グループが目指すべき全体像等に基づいたグループの経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを役職員及びグループ内会社に周知しているか。 (2) 取締役会は、グループの経営方針等を踏まえ、証券持株会社が行う子会社である証券会社等の内部管理の範囲及び内容を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知しているか。また、その範囲及び内容は、実態に即した合理的なものとなっているか。 (3) 取締役会は、証券持株会社が子会社である証券会社等の内部管理にどの程度関与するか、どのように関与するかなどを具体的に定め、グループにおける証券持株会社の役割を明確にしているか。また、それを役職員及びグループ内会社に周知しているか。			(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、証券会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	
	5. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 取締役会において、グループとしてどの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といったグループの戦略目標を明確に定めているか。また、それを役職員及びグループ内会社に周知しているか。 (2) 取締役会は、環境の変化など必要に応じてグループの戦略目標等を見直しているか。また、それに応じて、グループ内会社においても戦略目標等が適切に見直されていることを把握しているか。			(5) 証券会社自体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会においては、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか等の戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、短期的な収益確保を優先し、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。	
	6. 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 取締役は、グループが抱えるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 (2) 取締役は、例えばグループ内の一会社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ内の一部又はグループ全体の損害、ひいては子会社である証券会社の業務運営に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識しているか。			(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、各種リスクの測定方法、モニタリング手法、管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	7. リスク管理の方針の確立	(1) 取締役会において、グループの戦略目標を踏まえたグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。当該リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直されているか。 また、当該リスク管理の方針は役職員及びグループ内会社に周知されているか。 (2) 取締役会は、グループ内会社が策定したリスク管理の方針について、グループのリスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。			(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会等において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、リスク管理の方針が組織内で周知されるように努めているか。 なお、取締役会において、リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは戦略目標の変化等に応じて随時に見直しているか。	
	8. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの規模、特性及び業務内容に応じ、グループに内在する各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、当該体制は、管理部門と被管理部門との間で牽制機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。			(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、規模、特性及び業務内容に応じ、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その全体のリスクの種類と程度を適時・適切に把握・管理できる体制となっているか。また、上記の管理体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門の分離など、相互牽制等の機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じて随時に見直され、戦略目標の変化やリスク管理手法の発達にあわせて改善等が図られているか。	
	9. 取締役会等に対するリスク状況の報告と意思決定への活用	(1) 取締役会等は、定期的にグループのリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。			(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うとともに、必要な指示を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	10. 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(1) 取締役会等は、適切なグループのリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。			(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うために、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容及び事故防止等のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	
	11. 監査役会等の機能発揮	(1) 証券持株会社の監査役(以下、「監査役」という。))は、最低限一人はリスク管理に関する取締役会等に出席しているか。 (2) 証券持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。))については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。			(11) 監査役会の機能発揮	① 監査役は、リスク管理に関する取締役会等に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 (6) 監査役は、商法第274条ノ3に規定された権限を必要に応じて行使するなど、グループ内会社の監査を的確に行っているか。 (7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。また、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、グループ内会社の監査結果についても把握しているか。				⑤ 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 ⑥ 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。	
ii. 管理者の認識 及び役割	1. 管理者のリスク 管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループが抱えるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。また、担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。さらに、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。		2. 管理者の認識及 び役割	(1) 管理者のリスク 管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、リスクの測定、モニタリング及び管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるように努めているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。	(注) 管理者とは、「リスク管理業務を所掌している部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理統括補助責任者」をいう。
	2. リスク管理のた めの規程の整備	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なグループのリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。			(2) リスク管理のた めの規程の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に従って、各種リスクごとに測定手法、モニタリング手法及び管理手法等を構築し、適切なリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得たうえで整備しているか。	
	3. リスク管理のた めの組織の整備	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規程に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。また、グループ内会社におけるリスク管理体制が適切なものであることを把握しているか。			(3) リスク管理のた めの組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	
	4. リスク管理の適 切な実行	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、グループのリスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行についての責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時・適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。さらに、グループ内会社において、適切にリスク管理が行われていることを把握しているか。			(4) リスク管理の適 切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、リスクの評価、モニタリング及び管理など、適切なリスク管理の実行についての責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせ、必要に応じてリスク管理手法や組織を見直しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	5. リスク管理を行うための適切な人員配置	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。特に、グループのリスクを総合的に把握できるような配置を行っているか。	(注)相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているかという観点から、兼職・兼任の状況を把握する必要があることに留意する。		(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいて、専担者の配置等リスク管理を行うための組織が有効な機能を発揮できるように、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等専門性を持ったスタッフを配置しているか。	
	6. 人材育成のための研修体制の整備	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。また、グループ内会社において、人材育成及びリスク管理能力向上が適切に図られていることを把握しているか。			(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力の向上のための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	
	7. 事故防止のための人事管理	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、証券持株会社において事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む。)が職場を離れる方策をとっているか。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を、やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。 なお、グループ内会社において事故防止等の観点から採っている方策を把握しているか。また、その実施状況についても把握しているか。			(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む。)が職場を離れるなど、事故防止の方策を講じているか。 なお、職場を離れる方策を採り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。	
iii.企業風土の醸成	1. リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、グループのリスク管理を軽視することが子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分認識しているか。 また、管理者においても、グループのリスク管理を重視し、担当者にその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。		3.企業風土の醸成	(1)リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を収益を生まない部門であるとして軽視することが、企業収益に重大な影響を与え得ることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。 特に適切なリスク管理を行わないままに、短期的な収益確保を過度に重視した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 なお、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてもその考え方が浸透するように努めているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i リスクの認識と評価	1. リスクの所在及び種類の特定	(1) グループの戦略目標に対応し、どのような種類の業務をグループのどこでどの程度行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的に特定しているか。特に新規業務・商品の取扱いに当たっては、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、グループとして管理が適切に行われるよう事前に十分な検討が行われているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うなど、適切な方策が講じられているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 1.リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	(1) 各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのか等について、継続的かつ連結ベースで特定しているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるように事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小等を判断し、実行しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii.管理業務	1. リスク管理の手法及び規程の適切性	(1) グループのリスク管理手法や規程の内容は、グループの戦略目標、あるいは、グループ内会社の業務の内容からみて適切なものとなっているか。また、グループ内会社におけるリスク管理手法や規程が、当該グループ内会社の業務等に照らして適切であることを把握しているか。	(注)利益相反となる業務に従事していないかどうかについては、その実態を十分に踏まえ、相互牽制が損なわれないものとなっているかどうかを検証することの必要性に留意する。	2.管理業務	(1) リスク管理の手法及び規程の適切性	(1) リスク管理の手法及び規程の内容は、各証券会社の各収益部門の戦略目標あるいは取り扱っている業務や商品の内容からみて、適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、証券会社の日常業務の一部となっているか。	
	2. 規程の整備及び見直し	(1) グループのリスク管理のための規程には、手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法が定められているか。また、管理者は、職員が規程に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規程を定期的に見直しているか。			(2) 各業務部門における規程の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規程には、各業務ごとに手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が定められた規程に従い、かつ、手続きの遵守状況を検証しているか。 管理者は、これらの規程を適時、適切に見直しているか。	
	3. 総合的なリスク管理	(1) グループのリスク管理に当たっては、グループ内会社が管理しているリスクを法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。			(3) 総合的なリスク管理	(3)① リスク管理に当たっては、海外拠点を含む支店等及び子会社等連結会社に所在する各種リスクを、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理できるものとなっているか。 ② リスクの統合管理を行う場合において証取法第45条に規定されている弊害防止措置が適用される場合には適用除外にかかる承認を受けているか。	
iii.職責の分離	1. 相互牽制体制の構築	(1) リスク管理に従事する役職員は、証券持株会社又はグループ内会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。		3.職責の分離	相互牽制体制の構築	(1) リスク管理部門の役職員が、収益部門に従事することにより、利益相反が発生していないか。また、利益相反について内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	
iv.情報伝達	1. 証券持株会社に対する報告	(1) 証券持株会社は、グループ内会社のリスク管理等に係る情報について適切な報告を受けているか。また、報告内容に重大な問題を含んでいる場合には、取締役会等に報告するなどの適切な対応がなされているか。 (2) グループ内会社から証券持株会社に対して報告される情報について、証券持株会社においてその範囲を定め、役職員及びグループ内会社に対して周知しているか。また、その頻度は、リスクの重要性等に応じて決定されているか。		4.情報伝達			
	2. グループ内会社に対する伝達	(1) 証券持株会社からグループ内会社に対してなされる指示等について、その種類毎に、証券持株会社のどの部門からグループ内会社のどの部門に対してなされるか、明確に定めているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 証券持株会社 内における報告	(1) 取締役会等に対して、リスク管理等に係る情報が適切に報告される体制が明確に定められているか。 (2) リスク管理等に係る情報は、取締役会等に対し、適切に報告されているか。			(1) リスク管理部門の代表取締役及び取締役会等に対する報告	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理態勢の構築・管理をも含めて、代表取締役及び取締役会等に対して、直接に、必要に応じて随時に、報告を行っているか。	
					(2) 代表取締役及び取締役会等に対する報告の内容	(2) リスク管理部門は、代表取締役及び取締役会等に対して、解り易くかつ経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	
	4. 情報システム等の整備	(1) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。			(3) 情報システム等の整備	(3)① 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	
v. 危機管理	1. 危機管理体制の整備	(1) 取締役及び取締役会は、危機管理体制を整備することの必要性を認識し、体制整備を図っているか。 (2) グループ内の一会社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ内の一部又はグループ全体に損害が生じる可能性があることを十分に認識し、これに的確に対応できるための体制を整備しているか。	(注)「危機」とは、例えば、①そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、②風評等により資金調達環境が急激に変動し、対応が困難なほど流動性に問題が生ずるような事態、③システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、④災害や事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態、などをいう。				
	2. 危機管理方針の整備	(1) 取締役会は、危機管理のための基本方針を定め、役職員及びグループ内会社に周知しているか。					
	3. コンティンジェンシープランの整備	(1) 取締役会は、危機の類型を明確にしているか。 (2) 取締役会は、危機対応を的確に行うためのグループのコンティンジェンシープランを承認しているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(3) コンティンジェンシープランにおいて、グループ内の報告・伝達体制について明確にしているか。特に、グループ内会社のどの部門が証券持株会社のどの部門に対して、どのタイミングで報告するのかなどについて、明確にしているか。 (4) コンティンジェンシープランは、環境の変化等に応じて、適宜見直しているか。また、見直す基準を定めているか。 (5) 取締役会は、グループ内会社が策定したコンティンジェンシープランについて、グループのコンティンジェンシープランと整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。 (6) コンティンジェンシープランに基づく訓練を実施しているか。また、必要に応じてグループ内会社を含めた訓練を実施しているか。					
	4. 広報体制等の整備	(1) 取締役会は、リスクが顕在化し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与える事態が発生した場合を想定し、広報体制等を整備しているか。					
Ⅲ. 内部監査 i. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	1. 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する部内検査等を含まない。以下同じ。	Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)内部監査とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等(以下、「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含まない。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
			(注)「被監査部門等」には、内部監査部門が必要に応じてグループ内会社に対して直接監査を実施する場合におけるグループ内会社の部門等が含まれることに留意する。				
	2. 内部監査機能 を果たすための組織構造の構築	(1) 取締役会は、証券持株会社の内部監査部門(以下、「内部監査部門」という。)が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、グループ内会社において、内部監査機能が十分に発揮できる態勢が整備されていることを把握しているか。 (2) 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任しているか。また、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 (3) 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 (4) 取締役会は、グループ内会社において、その抱えるリスクの規模や特性等に応じた適切な内部監査態勢が構築されていることを把握するための態勢を構築しているか。また、グループ内会社において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、証券持株会社の内部監査部門が直接監査できる体制を構築しているか。 (5) 取締役会は、グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で必要に応じ、内部監査部門が、グループ内会社の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。 (6) 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。			(2) 内部監査機能 を果たすための組織構造の構築	(2)① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の適切性・有効性等を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 <	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 内部監査部門 の管理	(1) 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に適切に人材を配置しているか。 (2) 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。また、必要に応じて、グループ内会社の内部監査が有効に機能していることを把握しているか。			(3) 内部監査部門 の管理	(3)① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
ii.内部監査の独立性	1. 内部監査部門 の独立性	(1) 証券持株会社の内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 (2) 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 (3) 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事していないか。		2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門 の独立性	(1)① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事していないか。	
	2. 内部監査部門 の権限及び責任の 範囲等	(1) 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を全ての役職員、必要に応じてグループ内会社に周知徹底しているか。 (2) 内部監査は、全ての業務を監査対象としているか。また、グループ内会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできないグループ内会社の業務及び外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。			(2) 内部監査部門 の権限及び責任の 範囲等	(2)① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を証券会社の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は証券会社の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	
	3. 情報等の入手 体制の整備	(1) 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。			(3) 情報等の入手 体制の整備	(3)① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) 証券持株会社の内部監査部門がグループ内会社に対して監査を実施する場合、内部監査の従事者は、法令等に抵触しない範囲で職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。 (3) 証券持株会社の内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む。)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。また、グループ内会社における内部管理等に関する会議の情報についても、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じて把握しているか。 (4) 被監査部門等による検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに証券持株会社の内部監査部門長に報告しているか。	(注)「内部監査部門長」とは、内部監査を担当する部門の責任者をいう。			② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。 ③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	(注)「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職(検査部長、業務監査部長等)をいう。
iii.内部監査の従事者の専門性	1. 内部監査の従事者の専門性	(1) 内部監査の従事者は、被監査部門等の業務を十分に検証できるだけの専門性を有しているか。 (2) 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的に利用しているか。 また、グループ内会社において、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策が講じられていることを把握しているか。		3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。	
iv.内部監査規程等	1. 内部監査規程等	(1) 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。また、グループ内会社の内部監査規程等においても、以下の項目等が規定されていることを把握しているか。 ① 内部監査の目的 ② 内部監査部門の組織上の独立性 ③ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ④ 内部監査部門の情報等の入手体制 ⑤ 内部監査の実施体制 ⑥ 内部監査部門の報告体制 (2) 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。		4. 内部監査規程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 (イ) 内部監査の目的 (ロ) 内部監査部門の組織上の独立性 (ハ) 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 (ニ) 内部監査部門の情報等の入手体制 (ホ) 内部監査の実施体制 (ヘ) 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(3) 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 (4) 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。 (5) 取締役会等は、グループ内会社が策定した内部監査規程について、グループの内部監査規程と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。				③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。	
v. 内部監査計画	1. 内部監査計画	(1) 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 (2) 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 (3) 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。 (4) グループ内会社に対する監査についても、必要に応じて、証券持株会社における内部監査計画に盛り込んでいるか。 (5) 内部監査部門は、必要に応じ、グループ内会社の内部監査計画の妥当性を検証しているか。		5. 内部監査計画	内部監査計画	① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 ③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。	
vi. 内部監査の実施	1. 内部監査の実施	(1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査を実施しているか。 (2) 内部監査部門は、例えば、同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるように努めているか。 (3) 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した検査等の結果を活用しているか。 (4) 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続き、把握した問題点等を正確に記録しているか。		6. 内部監査の実施	内部監査の実施	① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。 ② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。 ③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。 ④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) グループ内会社において重要なリスクにさらされている業務がある場合など、必要に応じてグループ内会社に対する監査を実施しているか。					
vii. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	1. 内部監査結果等の報告	(1) 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 (2) 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく、代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。 (3) 内部監査部門長は、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の内部監査報告書等の内容を確認した上で、そこで指摘された重要な事項については、遅滞なく、代表取締役及び取締役会に報告しているか。		7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告	(1)① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。	
	2. 問題点の是正	(1) 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 (2) 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について、適切な方策を講じているか。			(2) 問題点の是正	(2)① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
IV. 外部監査	1. 会計監査人等 による外部監査の 実施	(1) 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に不可欠であることを十分認識しているか。 (2) 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 (3) 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。 (4) 代表取締役及び取締役会は、グループ内会社において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど、グループ内会社における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。	(注) ここにいう外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。	IV. 外部監査	(1) 会計監査人等 による外部監査の 実施	(1)① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等(外部監査人による業務監査を実施している証券会社においては、当該外部監査人を含む。以下同じ。)による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 ② 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、一部の証券会社にあつては、会計監査人等の選任を義務付けられていない場合があるので、その点に留意する必要がある。)。また、海外に支店等を有する証券会社においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	(注) ここにいう外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査の枠内で実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。ただし、各証券会社で、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 会計監査人等の 外部監査人と内部 監査部門との関係	(1) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の 外部監査人との協力関係に配慮しているか。			(2) 会計監査人等の 外部監査人と内部 監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外 部監査人との協力関係に配慮しているか。	
	3. 問題点の是正	(1) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監 査部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査 部門は、その改善状況を適切に把握しているか。			(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監 査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部 門は、その改善状況を適切に管理しているか。	
V. グループ内取 引等	1. グループ内取引 等	(1) 取締役会は、グループ内の一部の会社の経営基盤の安定を図 るなどの理由から、子会社である証券会社の取引の公正及び業務 の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取 引等が行われないような体制を整備しているか。 (2) 取締役会は、不健全なグループ内取引等が行われる可能性が あることを十分に理解し、グループ内取引等に係る基本方針を明確 に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。また、不 健全なグループ内取引等が行われないような適切なリスク管理態勢 を整備しているか。 (3) 取締役会は、グループ内取引等において、利益相反の可能性 があることを十分に理解しているか。 (4) 取締役会は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の 健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引 等をグループ内会社が行おうとする場合には、事前に証券持株会社 の取締役会に協議するなどの規程を整備しているか。	(注)「グループ内取 引等」とは、子会社 である証券会社が 持株会社又はグ ループ内会社との間 でする取引又は行 為をいう。 なお、「グループ内 取引等」の検証に際 しては、例えば、グ ループ内会社が第 三者との間で行う取 引等であっても、結 果としてグループ内 にリスクの移転をも たらすような場合が 想定されることか ら、そのような取引 等の検証に当たって も「V. 1. グループ 内取引等」に沿った 検証を行うことの重 要性に留意する必 要がある。				

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 内部管理料及び配当	(1) 証券持株会社が子会社である証券会社等の内部管理業務等に係る対価(「内部管理料」という。)として当該証券会社等から得ている収入は、合理的に算定されたものとなっているか。 (2) 証券持株会社が子会社である証券会社から受け取る配当については、当該証券会社の業務の健全性を著しく損なうようなものとなっていないか。	(注)証券会社の財務基盤を著しく毀損するようなものとなっていないかに留意する。				
	3. 証券持株会社の親会社が存在するケース	(1) 証券持株会社の親会社から証券持株会社及びグループ内会社に対し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保並びに投資者の保護の観点から不適切な指示等がなされていないか。	(注)証券持株会社の親会社が存在するケースにおいても、「Ⅴ. 1. 及び 2. 」に沿った適切な対応がとられているかについて検証する必要があることに留意する。				

.証券持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

2.市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) グループの経営方針等に沿ったグループの市場関連リスクを有する資産での運用戦略の目標が明確に定められているか。当該戦略目標は、短期的な収益確保を目的とした市場関連リスクの集中を排除するなど、市場関連リスク管理の観点から適切なものとなっているか。		I. リスク管理に対する認識等 (取締役の認識及び取締役会等の役割)	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券会社の類型(GD型適用の有無)によって必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役は、自社の類型を明確に認識しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2. 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、グループが抱える市場関連リスクの所在及び種類を理解した上で、市場関連リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、グループの市場関連リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。					
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を踏まえたグループの市場関連リスク管理の方針を明確に定めているか。 (2) 取締役会は、グループとして抱えることのできる市場関連リスクの程度を合理的に算出し、明確に定めているか。 (3) グループのリスク管理の方針は、グループとして過度の市場関連リスクを抱えることがないよう配慮したものとなっているか。 (4) 取締役会は、グループ内会社が策定した市場関連リスク管理の方針について、グループの市場関連リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	4. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの市場関連リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの市場関連リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、定期的にグループの市場関連リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。			(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) グループが抱える市場関連リスク量が、あらかじめ定めた許容範囲を超えた場合、適切な方策を講じることができる体制を整備しているか。					
Ⅱ. リスク管理体制 i. 総合的なリスク 管理体制の整備	1. 総合的なリスク 管理体制の確立	(1) グループの市場関連リスク管理に当たっては、グループ内会社 が管理している市場関連リスクを、法令等に抵触しない範囲で、総 合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制と なっているか。		Ⅱ. リスク管理体制	(1) 統合的なリスク 管理体制の確立	(1) 市場関連リスク管理に当たっては、トレーディング商品勘定とそ の他有価証券など投資有価証券勘定の双方がカバーされる体制を とっているか。 また、将来的にはトレーディング商品勘定のみならず、その他有 価証券など投資有価証券勘定の市場リスク・取引先リスク等を含め た統合的な管理体制をとることが望ましい	(注)「リスク管理部 門」とは、GDIにあっ ては「市場取引及び リスク管理手法の専 門家を集めた独立 のリスク管理部門」 を言い、それ以外の ディーリング業務を 活発に行う証券会社 にあつては「独立の リスク管理部門又は 事務管理部門等に 設置するリスク管理 担当部門(担当者)」 をいう。
	2. リスク管理のた めの規程の整備	(1) 管理者は、グループが抱える市場関連リスクの特性及び傾向を 理解しているか。 (2) 管理者は、グループの市場関連リスク管理の方針に従って、取 締役会等の承認を得た上で市場関連リスク管理のための規程を整 備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。			(2) リスク管理のた めの規程の整備	(2) 市場リスク管理のための規程は、特にデリバティブを含む市場 取引について、市場部門(フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・ オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス等)、各部門の管理 者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	
	3. リスク管理の適 切な実行	(1) 管理者は、グループの市場関連リスク管理の方針及び市場関 連リスク管理のための規程に従い、適切にグループの市場関連リス ク管理を行っているか。 また、グループ内会社において、市場関連リスクの計量化が行 われ、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った 市場関連リスクリミットの設定などが適切に行われていることを把握 しているか。この場合、グループの総合的な管理が可能となるシス テム面での十分なサポートが行われているか。					

.証券持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

3 .信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会の役割	1. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) グループの経営方針等に沿ったグループの戦略目標が定められているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った営業部門等の戦略目標が明確に定められているか。 【信用取引】 営業部門等の戦略目標は、証券会社の規模、営業の実情に応じて節度ある運営を行うよう配慮し、過度になることのないようにするなど適切なものとなっているか。 【投資等】 営業部門等の戦略目標は、特定のリスク分野への与信集中を防ぐためリスク分散に十分配慮するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	
	2. 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合した上で、グループ内会社を法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、グループが抱える信用リスクの所在及び種類を十分に理解した上で、信用リスクの管理手法(ポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。 (2) 取締役は、業態の特性等を十分に理解した上で、グループが抱える信用リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。			(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(2)【信用取引】 取締役は、顧客の属性、委託保証金の維持率の管理及び取引内容、建玉や担保のチェックなどについての必要性について理解及び認識しているか。 【投資等】 取締役は、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合した上で、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法(ポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。	
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を踏まえたグループの信用リスク管理の方針を明確に定めているか。 また、グループの信用リスク管理のため、与信業務に関する基本方針については、クレジット・ポリシーが定められているか。 (2) グループのリスク管理の方針は、グループとして過度の信用リスクを抱えることがないよう配慮したものとなっているか。			(3) リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 【投資等】 与信業務に関する基本方針については、信用リスク管理のため、クレジット・ポリシーが定められていることが望ましい。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(3) 取締役会は、グループ内会社が策定した信用リスク管理の方針について、グループの信用リスク管理の方針と整合性のとれたものとなっていることを把握しているか。					(注) ①「営業部門等」とは、営業店及び本部において取引を行う営業部門、商品部門等の収益部門をいう。 ②「リスク管理部門」とは、信用リスクについて、営業部門等に対して審査、管理及び指導などを行う部門をいう。
	4. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの信用リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの信用リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。 また、証券持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時グループ内会社の信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をグループのリスク管理のために活用しているか。			(4) リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業部門等とリスク管理部門の分離などによる営業部門等の影響を受けない適切なリスク管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	
	5. 取締役会等に対するリスク状況の報告と意思決定への活用	(1) 取締役会等は、定期的にグループ内会社の信用リスクの状況の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、グループの信用リスク管理の方針の遵守状況を把握しているか。 また、証券持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時グループ内会社の信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をグループのリスク管理のために活用しているか。			(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況の報告を受け、把握されたリスク情報を基に信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	
ii. 管理者の認識及び役割	1. リスク管理のための規程の整備	(1) 証券持株会社の管理者(以下「管理者」という。)は、グループが抱える信用リスクの特性及び傾向を理解しているか。 (2) 管理者は、グループの信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規程の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規程には、与信の対象、取引開始基準、与信限度額(会社としての総額限度、顧客・業種別限度額など)、信用格付基準、ポートフォリオ管理、担保に係るガイドライン(適正担保、評価方法及び掛目など)、取引停止基準、口座閉鎖基準、決裁権限、審査の方針などが定められているか。	(注)「管理者」とは、信用リスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む)又は内部管理統括補助責任者等をいう。
	2. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループの信用リスク管理の方針及び信用リスク管理のための規定に従い、適切にグループの信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 また、グループ内会社において、信用リスクの計量化が行われ、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などが適切に行われていることを把握しているか。この場合、グループの総合的な管理が可能となるシステム面での十分なサポートが行われているか。			(2) リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスクの管理のために、信用リスクの定量的把握システムを導入するなど、適正な収益の確保、経営資源の配分、純財産額等の経営体力に見合ったリスク限度枠、与信限度枠の設定などを行っているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立 i. 総合的なリスク管理体制の確立	1. 総合的なリスク管理体制の確立	(1) グループの信用リスク管理に当たっては、グループ内会社が管理している信用リスクを法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。 また、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。))についても、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。		Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理できるものとなっているか。 また、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について、統合的に管理できるものとなっているか。	
					(2) 新商品、新規業務に係る評価	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について規程に従い承認を受けているか。	

.証券持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

4 .流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識 及び取締役会等の 役割等	1. 資金繰りリスク に対する理解	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、子会社である証券会社が資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解しているか。 (2) 取締役は、グループが抱える流動性リスクの所在及び種類を理解した上で、流動性リスクのモニタリング・管理等の手法を理解し、グループの流動性リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識 及び取締役会等の 役割	(1) 資金繰りリスク に対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解しているか。	
	2. 資金繰りリスク を考慮した戦略目 標	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を定めるに当たり、グループの流動性リスクを考慮しているか。 (2) 取締役会は、グループの流動性リスク管理の方針を明確に定めた上で、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度を、適時に把握し、明確に定めているか。 (3) 取締役会は、グループ内会社が策定した流動性リスク管理の方針について、グループの流動性リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。			(2) 資金繰りリスク を考慮した戦略目 標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	3. 資金繰りリスク 管理体制の整備	(1) 取締役会は、グループの流動性リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの流動性リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、適時・適切にグループの流動性リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。			(3) 資金繰りリスク 管理の方針の確立 及び管理体制の整 備	(3) 取締役会は、決定した戦略目標を踏まえた資金繰りリスク管理の方針を定め、適切な資金繰りリスクの管理体制を整備しているか。	
					(4) リミットの設定 及び見直し	(4) 担当取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、業務内容や調達の状況等を踏まえ、必要に応じ、トレーディング商品等の資産の運用限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会等に対して報告を行っているか。 また、取締役会等は、報告を受けた内容が資金繰りリスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii.管理者の認識 及び役割	1. 資金繰りに関する 規程の整備	(1) 証券持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループの流動性リスク管理の方針等に沿って、グループの資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時)等し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、当該規程を必要に応じて見直しているか。		2. 管理者の認識 及び役割	(1) 資金繰りに関する 規程の整備	(1) 管理者は、資金繰りリスク管理の方針に従って、責任者の権限の範囲や報告体制等を明確にした資金繰りリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 また、コンティンジェンシープランは業務内容等を踏まえた適切なものとなっているか。	(注)「管理者」とは、「資金繰りリスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む)又は内部管理統括補助責任者」をいう。
	2. 適切な資金繰り 管理の実行	(1) 管理者は、グループの流動性リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、グループの資金繰りを適切に管理しているか。			(2) 適切な資金繰り 管理の実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理の規程に従い、適切に資金繰りリスク管理を実行するとともに、リスク管理について責任を負っているか。	
II. 適切なリスク管理 態勢の確立 i. リスクの認識と 評価	1. 資金繰りリスク に関する要因分析 及び対応策の整備	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、グループの資金調達に影響を及ぼすと思われる株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。		II. 適切なリスク管理 態勢の確立 1. リスクの認識と 評価	(1) 資金繰りリスク に関する要因分析 及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内・海外別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを適時・適切に把握・管理できるものとなっているか。	
	2. グループの流動 性の状況把握	(1) 子会社である証券会社の流動性リスクの管理に当たっては、グループ内の他の会社の資金繰りの悪化が当該証券会社の資金繰りに影響を与える可能性を十分考慮し、グループの資金繰りの状況を適切に把握しているか。			(2) 連結対象子会 社の流動性の状況 把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社の資金繰りの悪化が当該証券会社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	
ii. 資金繰りリスク 管理				2. 資金繰りリスク 管理	(1) 資金繰り管理 の適切性等	(1)① 資金繰り管理部門は、営業部等報告等を基に、資金使用予定額、調達可能額等資金繰りの状況を正確に把握しているか。 ② 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次の資金繰り見通しを作成しているか。なお、日中の資金・担保繰りについても適切にモニタリングしていることが望ましい。 (イ) 決済期日・金額の集中管理 (ロ) ポジションの管理 (ハ) 担保繰りの管理 (ニ) キャッシュの管理(ATM等を含む)	(注)「営業部等」には、海外支店を含む。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
						(ホ) 各国通貨毎の資金繰りの管理等 また、月次、四半期等の中長期の資金繰り見通しを作成していることが望ましい。 ③ 資金繰りリスクの管理に当たっては、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等に情報を提供するとともに、資金繰り管理において牽制機能を果たしているか。 なお、資金繰りリスクの管理に当たっては、随時直接情報を入手できる権限、システム等を装備していることが望ましい。 ④ 資金繰り管理部門は、定期的又は状況に応じ随時、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に報告しているか。	
					(2) 資金繰りリスクを考慮した業務運営等	(2)営業部店等は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、資金繰りリスクを考慮した業務運営を行っているか。	
	1. 調達手段の確保	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、グループの資金調達可能時点・金額を常時把握するとともに、危機時を想定した資金調達手段が確保されていることを把握しているか。			(3) 支払準備資産の確保等	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度(例えば、平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段を確保しておくとともに、決済等に対する支払 準備資産を確保しているか。 また、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。	

.証券持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

5 .事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び役割	1. 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、グループの事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。 (2) 取締役は、業態の特性等を十分に理解した上で、グループが抱える事務リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び役割等	(1) 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1)① 取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。また、外部委託業務について、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることを十分認識し適切な方策を講じているか。 ② 取締役は、事務処理ミスや証券事故その他の不適切な業務運営により、訴訟が提起され、もしくは好ましからざる評判や社会的批判を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し適切な方策を講じているか。	
	2. 事務リスク管理の方針の確立	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの事務リスク管理の方針を明確に定めているか。 (2) 取締役会は、グループ内会社が策定した事務リスク管理の方針について、グループの事務リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	3. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの事務リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの事務リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。					
ii. 管理者の認識及び役割等	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者等に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。		2. 管理者の認識及び役割等	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	(注)「管理者」とは、「事務リスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理責任者等」をいう。
				II. 自店検査等及び問題点の是正 1. 自店検査等	(1) 自店検査等の実施等	(1)① 内部監査部門は、各業務部門又は営業店等が作成した自店検査等の実施要領等を確認しているか。	(注)「自店検査等」とは、各業務部門又は営業店等自身による内部管理の一環としての自店検査等をいう。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
						② 各業務部門又は営業店等自身による自店検査等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。	(注)「営業店等」には、海外支店を含む。
				2. 問題点の是正等	(1) 問題点の是正等	(1) 各業務部門又は営業店等は、自店検査等の結果等(事務処理ミスの頻度、重要度、原因、改善策、改善結果等を含む。)について、管理者及び 内部監査部門に対して、定期的(必要に応じ随時)に報告しているか。経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会に報告しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
iii.不祥事件等	1. 不祥事件	(1) 不祥事件については、法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、速やかに警察等関係機関への通報を行っているか。 (2) 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに内部監査部門等へ報告するとともに、取締役会に対しても報告しているか。 (3) 不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。 (4) 不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。 (5) グループ内会社で発生した不祥事件のうち、証券持株会社に対して報告が必要なものについて、基準を明確にしているか。また、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えるような問題については、速やかに証券持株会社の内部監査部門等に報告されるとともに取締役会に報告され、適切な方策が講じられているか。		3. 証券事故等	(1) 証券事故等	(1)① 証券事故等については、法令等に従い監督当局又は証券業協会への届出を行い、さらに法令等に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 ② 証券事故等が発生又は発見された場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。 ③ 証券事故等の調査・説明は、証券事故等の発生部署から独立した部署(内部監査部門等)で行っているか。また、証券事故等の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門及び営業店等に分析した結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。 ④ 証券事故等の事実関係の調査、関係者の責任の追求(外務員の処分等を含む。)、監督責任の明確化等を図る体制を整備しているか。	(注)「証券事故等」とは、証券会社府令第46条第1項第9号に規定する「事故等」並びに証券従業員に関する規則(公正慣習規則第8号)第10条に規定する「証券事故」をいう。 (注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅧに掲げる内容に加え、社内内部規程を含むものとする。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. グループ内会社の顧客からの苦情等	(1) 証券持株会社が、グループ内会社の顧客から受けた苦情等(不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等も含む。)(については、明確な処理手続きを定め、これに従い内部監査部門等及び当該グループ内会社に報告するとともに、苦情等の内容について記録・保存しているか。また、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えるような問題については取締役会に対しても報告するなど、明確な処理体制が構築されているか。 (2) グループ内会社において顧客から受けた苦情等(不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等も含む。)のうち、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えるような問題については、証券持株会社に対し、速やかに報告される体制が整備されているか。			(2) 苦情等	(2)① 苦情等については、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に証券事故等に該当する問題があると認められるときは、証券事故等による処理が適切に行われているか。 ② 苦情等は、処理の手続きに従い管理者及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。 ③ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。 ④ 苦情等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、処理状況等について、定期的に(又は随時に)管理者及び内部監査部門等に報告しているか。	(注)「苦情等」には、証券事故等につながるおそれのある問い合わせ等を含む。
					(3) 訴訟等	(3)① 訴訟等について、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に証券事故等に該当する問題があると認められるときは、証券事故等による処理が適切に行われているか。 ② 訴訟等が発生した場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。 ③ 訴訟等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、対応状況等について、定期的に(又は随時に)管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。	(注)「訴訟等」には、あつせん、調停、仲介、民事調停の申立て等を含む。

.証券持株会社に係るチェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

6 .システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢の チェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識 及び取締役会等の 役割	1. グループの経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループのシステムにかかる戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。	(注)「セキュリティポリシー」の対象範囲は、コンピューターシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。	I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識 及び取締役会等の 役割	(1) 証券会社全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2. リスク管理の方針の確立	(1)取締役会は、グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針を明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針を含んでいるか。セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。			(2) リスク管理の方針の確立	(2) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。 【参考】「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」(財団法人 金融情報システムセンター編)	
		※顧客等のデータ保護については、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」VI. 情報管理体制の整備状況参照。		V. 体制の整備 1. 管理体制 2. システム運用体制	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。 【参考】 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改訂版) 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」(財団法人金融情報システムセンター編)	
※経営統合などにより、システムを統合、分割又は新設する(システムの共同開発・運営を含む。)場合には、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」を必要に応じ参照する。							